

日中は仕事や学校で
みんな留守だし...
その間おじいちゃんを
一人にして置くのは
心配だわ...

一人暮らしの母、
物忘れもでてきたし
思うように家事が
できているか心配...

入院中は毎日
リハビリをしていたけど、
家に帰ったらもう
リハビリできないの？

入院ですっかり足腰が
弱ってしまって転びそう...
自宅に手すりが
欲しいなあ

ベットや
車いすって
借りられるの？

介護保険って
どんなことが
できるの？

家族が用事で家を
あける時には
どうすればいいの？

最近うちに
閉じこもりがち。
テレビばかり...

心配なことや知りたいことがございましたら
私たちにご相談ください。介護保険を利用し、
どう解決したら良いのか一緒に考えましょう！

居宅介護支援事業所とは、

介護の専門家であるケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業所のことです。

ケアマネジャーは、介護が必要な方とご家族様からお話を伺いながらご自宅で適切なサービスを利用できるように**ケアプラン（居宅サービス計画）**を作成します。

また**介護保険申請代行**、介護サービス事業所や関係機関（医療機関・福祉機関など）との連絡・調整などを行います。

居宅介護支援(ケアマネジメント)の対象となるのは、**介護保険で「要介護1～5」の認定を受けた方**です。

（「居宅」には、ご自宅のほか、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も含まれます。）

ケアプランの相談や作成にかかる費用は介護保険より支払われるため、自己負担はございません。

介護や介護保険に関する相談受付

介護保険制度の内容や利用方法、申請手続きなどの相談を受けております。

居宅介護支援事業所は市区町村の窓口、地域包括支援センターなどで紹介してもらえます。

要介護認定の申請や更新の手続きの代行

介護保険サービスをご利用にあたり、要介護（要支援）認定の**申請**が必要です。

居宅介護支援事業所では、ご本人様やご家族様の代わりに要介護認定の申請や

更新の手続きの代行を行っております。

※ 要介護認定に関わる費用の負担はございません。

ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成

ケアマネジャーは定期的にご自宅をご訪問し、「どのような生活を送りたいか」サービスを利用される方の希望やご本人様の状態の変化に合わせてケアプランを作成致します。

介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整

介護サービス事業者や地域の施設、医療機関、行政などへの連絡を行います。

また、ケアプランに基づいたサービスが提供されているかを確認し、必要に応じて事業者との調整を行います。

サービスについての要望や相談、苦情がある場合に対応するのも

居宅介護支援事業所のお仕事です。

ご利用いただける方



65歳以上の方
(第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。

介護保険証

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印	194225 道志村 電話 0554-52-2111

介護保険負担割合証

1割または2割・
3割の
記載があります。

1割または2割
が記載されます

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日 性別
負担割合	1割 2割 3割
交付年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
保険者番号 並びに 保険者の名称 及び印	

2つの書類は介護保険サービスを利用する時に必要になります。

大切に保管しましょう。

まずは介護保険証・介護負担割合証をご確認の上、なんでもご相談ください。

ご本人様、ご家族様だけで悩まずにまずはお電話ください。

ケアライフ朝霞

受付時間 8時30分から17時30分

代表相談窓口：048-467-1711



(林・藤田・西脇・山崎)

